

是正改善指導事項	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行介護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)事業	自立訓練(生活訓練)事業	就労移行支援事業所	就労継続支援(A)事業所	就労継続支援(B)事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	医療型児童発達支援事業	放課後等デイサービス事業所	保育所等訪問支援事業	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	
59 苦情解決						3	1		2			1	3	3							2			
60 事故発生時の対応						1			1				2	1							2			
61 会計の区分	2	1		1							1	1	1	2										
62 身体拘束等の禁止	/	/	/	/	/	/	/	/	2						/	/	/	1		2				
63 地域との連携等(関係機関との連絡調整)	/	/	/	/	/	/	/	/	/						/	/	/	1		/				1
64 記録の整備	1	1				1	1		1				3	1	2			1		3				
65 経過措置・特例	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
66 虐待の禁止	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
67 懲戒に係る権限の乱用禁止	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
68 障害児に係る給付金の金銭管理	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
69 障害福祉サービスの体験的利用支援	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
70 体験的な宿泊支援	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
71 その他(防犯の取組)						1	1		1															
その他()																								
その他()																								
その他()																								
第5 多機能型(一体型)に関する特例	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
第6 変更の届出等	2	2		1		1						1	1	2	2									
第7 給付費の算定及び取扱い	(12)	(3)	(2)	()	()	(5)	(1)	()	(4)	()	()	(4)	(11)	(9)	(3)	()	()	(5)	()	(17)	()	()	()	()
1 基本事項													1								3			
2 ○○サービス費・○○給付費	8	3	1			1						1	6	3	3			1		4				
3 各種加算	4		1			5	1	/	4			3	16	8			/	4		23				
第8 その他	()	()	()	()	()	()	()	()	(1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
1 その他(預り金の管理が不十分)									1															
2 その他()																								
3 その他()																								
4 その他()																								
5 その他()																								

(注) 1 「広域連合等」とは、地方自治法に基づく一部事務組合、広域連合を言う。

2 「実地指導結果の事項別是正改善指導状況」欄の()の中には、各事項の積み上げ合計数ではなく、是正改善指導を行った事業所等の実数を記入すること。従って、()を付した事項に関しては、是正改善指導数の合計数の記入は要しない。

3 第1～第7に該当しない項目は、第8「その他」欄に記入すること。その際、()内に具体的指導事項を記入すること。

4 指定都市・中核市の新設に伴う移譲については、「前年度末現在の指定事業所等数(A)」で整理(県は減、市は増)して記入すること。

5 「当該年度の指定状況(B)」欄について、指定の更新をせずに失効となったものは、「辞退等」に記入すること。